

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 63 号	法 規 集	第 5 編 第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局危機管理対策課		
条 例 の 概 要	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 31 条及び同法第 183 条において準用する同法第 31 条の規定に基づき、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 27 条第 1 項及び同法第 183 条により都道府県に設置することとされている都道府県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）について、国民保護法第 31 条及び第 183 条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	県対策本部は、武力攻撃事態等において、県及び県の区域内の市町村、電気・ガス・輸送などの公益的事業を営む指定公共機関等が実施する国民保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどるものであり、有効な条例である。	
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	県対策本部の組織や運営に関する事項や現地対策本部に関して必要な事項について定めており、効率的な運営のための規定となっている。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法令 に抵触し ないか。)	国民保護法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)